

随意契約理由書

件名	垂水処理場 消化ガス精製装置点検整備
契約の相手方	株式会社 神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>今回点検整備を行う消化ガス精製装置は、垂水処理場で発生する消化ガスから二酸化炭素や硫化水素等の不純物を取り除き、こうべバイオガスに精製する装置である。また、こうべバイオガスを場内の空調設備や消化タンク加温ボイラー用燃料ガス、常用発電機用燃料ガス等として供給している。</p> <p>上記のことから常にガスを安定供給できるように故障を未然に防ぐことが必須である。連続運転による機器の消耗や汚れが進むことによる数値変化は著しく、整備計画に基づく点検整備にて消耗品の交換や機器の清掃が非常に重要である。</p> <p>本業務の施行に当たっては当該設備の製造業者しか知り得ない図面や情報を所持し、機器や現場の状況を熟知した技術者の配置が必要である。また、消化ガス精製装置には特許に関わる技術的要素があるため、点検整備後の性能を保証するためには製造業者のノウハウが必要である。従って、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該設備の製造業者である神鋼環境ソリューション以外にはないため随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 西水環境センター 管理課 施設係 (電話番号 078-752-5017)